

令和7年第1回五霞町議会定例会

令和7年3月4日（火曜日）午前10時開会

議 事 日 程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長の施政方針
- 第 5 承認第 1 号 専決処分の承認について
(令和6年度五霞町一般会計補正予算(第6号))
- 第 6 承認第 2 号 専決処分の承認について
(令和6年度五霞町水道事業会計補正予算(第3号))
- 第 7 議案第 1 号 五霞町教育委員会委員の任命同意について
- 第 8 議案第 2 号 五霞町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 3 号 五霞町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第10 議案第 4 号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第 5 号 五霞町会計年度任用職員の給与、費用弁償、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第 6 号 五霞町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第 7 号 五霞町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第 8 号 五霞町公告式条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第 9 号 五霞町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第10号 五霞町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第11号 道の駅「ごか」の指定管理者の指定について
- 第18 議案第12号 令和6年度五霞町一般会計補正予算(第7号)
- 第19 議案第13号 令和6年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

- 第20 議案第14号 令和6年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
 第21 議案第15号 令和6年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
 第22 議案第16号 令和6年度五霞町水道事業会計補正予算（第4号）
 第23 議案第17号 令和6年度五霞町公共下水道事業会計補正予算（第3号）
 第24 議案第18号 令和6年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）
 第25 議案第19号 令和7年度五霞町一般会計予算
 第26 議案第20号 令和7年度五霞町国民健康保険特別会計予算
 第27 議案第21号 令和7年度五霞町後期高齢者医療特別会計予算
 第28 議案第22号 令和7年度五霞町介護保険事業特別会計予算
 第29 議案第23号 令和7年度五霞町水道事業会計予算
 第30 議案第24号 令和7年度五霞町公共下水道事業会計予算
 第31 議案第25号 令和7年度五霞町農業集落排水事業会計予算
 第32 発議第 1号 五霞町議会予算特別委員会の設置
 第33 休会の件
-

出席議員（10名）

1番	猿 橋 正 男 君	2番	小野寺 宗一郎 君
3番	黛 丈 夫 君	4番	山 本 芳 秀 君
5番	植 竹 美智雄 君	6番	新 井 庫 君
7番	伊 藤 正 子 君	8番	宇 野 進 一 君
9番	鈴 木 喜一郎 君	10番	樋 下 周一郎 君

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	知 久 清 志 君	副 町 長	土信田 法 男 君
教 育 長	森 田 恵美子 君	総 務 課 長	鳩 貝 浩 之 君
まちづくり 戦 略 課 長	古 郡 健 司 君	会計管理者兼 町民税務課長	山 下 仁 司 君
健康福祉課長	荒 井 富美子 君	生活安全課長	曾 根 正 明 君

都市建設課長	大橋勝君	産業課長兼 農業委員 事務局局長	笈沼光行君
上下水道課長	園田和則君	教育次長	山田浩君

写真撮影のため入場を許可した者

まちづくり 戦略課主事補	阿部真悠佳君
-----------------	--------

事務局職員出席者

書記	青柳勝	書記	高島悠仁
書記		書記	伊藤弘美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告及び議長挨拶

○議長（樋下周一郎君）おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和7年第1回五霞町議会定例会を開会いたします。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

3月に入りましたけれども、まだ寒い日もありますが、日ごと暖かい日が近づいてくるのではないかと感じております。

また、岩手県大船渡市で発生している山火事に対しては、被災された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い鎮火を願っているところでございます。

本日は、議員各位には何かとお忙しい中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

本定例会には、専決処分の承認、人事案件、条例の一部改正、各会計補正予算、令和7年度予算などが議案として提出されております。議員各位には、慎重なる審査と円滑なる運営がなされますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本定例会開催に当たり、去る2月21日午前10時30分から議会運営委員会が開催され、別紙、令和7年第1回五霞町議会定例会会期及び審議表のとおり協議されておりますので、御報告申し上げます。

◎会議成立の宣言

○議長（樋下周一郎君）ただいまの出席議員は全員出席の10名で、会議は成立いたします。

◎町長挨拶

○議長（樋下周一郎君）ここで、町長の挨拶をお願いします。

町長。

○町長（知久清志君）改めまして、おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和7年第1回定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

本定例会には、執行部といたしましては、専決処分の承認が2件、人事案件が1件、条例の一部改正が9件、道の駅ごかの指定管理者の指定について、令和6年度一般会計及び特別会計の補正予算が7件、令和7年度一般会計及び特別会計の予算が7件、以上合計27件を御提案させていただきます。詳細につきましては、御手元の議案書により説明させていただきますので、御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎開議の宣告

○議長（樋下周一郎君）これから本日の会議を開きます。

会議規則第20条による本日の議事日程は、御手元に配付いたしました令和7年第1回五霞町議会定例会日程（第1号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（樋下周一郎君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、3番 黛 丈夫君、8番 宇野進一君の2名を会期中の署名議員として指名いたします。

◎会期の決定

○議長（樋下周一郎君）日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日4日から17日までの14日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月4日から3月17日までの14日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（樋下周一郎君）日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定に基づく定期監査及び例月出納検査の監査結果について、地方自治法第199条第9項及び第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員より報告がありましたので、その写しを配付しております。御確認ください。

続きまして、地方自治法第121条の規定による本日の議案説明員等は、御手元に配付いたしました資料のとおりです。御確認ください。

傍聴の皆様をお願いを申し上げます。

本日の会議は、役場庁舎内へ映像配信を行うとともに、後日、町ホームページを通じて録画映像の配信も行いますので、御理解・御協力をお願いいたします。なお、傍聴席が映像範囲に入ることもございますので、あらかじめ御承諾をお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードへの切替えをお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎町長の施政方針

○議長（樋下周一郎君）続きまして、日程第4、町長より令和7年度の施政方針を述べさせていただきますとの申出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 知久清志君 登壇〕

○町長（知久清志君）本日、ここに令和7年第1回五霞町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には、何かと御多用の折、御参集いただき、心から感謝申し上げます。

開会に当たりまして、新年度に臨む私の所信及び町政運営に関する基本方針を述べさせていただきます、議員の皆様並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

1、はじめに。

はじめに、昨年11月に発足しました第2次石破内閣におきまして、その政策の柱である国づくりの基本軸に地方創生を掲げています。生産年齢人口が、これからの20年間で1,500万人弱、2割以上が減少すると見込まれる中、人口規模が縮小しても経済成長し、都市も地方も楽しく、安心・安全に暮らせる持続可能な社会の創造を目指そうとするものです。

特に、人口減少が続く地方を守り、若者・女性に選ばれる地方、高齢者も含め、誰もが安心して住み続けられる地方の構築のために、自治体の自主的・自立的な取組に対する支援が大いに期待されます。

2、経済状況と国家予算の概要。

次に、我が国の経済状況について申し上げます。

日本経済は、中長期的に緩やかな回復基調にあります。先行きについては、物価上昇を上回る企業の積極的な賃上げにより、雇用・所得環境の改善が見込まれる中、国内需要の高まりへ

の期待感や、半導体などの成長分野への設備投資をはじめ、脱炭素関連やデジタル・省力化等への投資の押し上げもあり、現在の回復基調が続くことが期待されます。

一方で、中国経済が内需不足などにより先行きが不透明なことや、アメリカによる関税引上げによる影響など、我が国の景気を下押しするリスクもあり、物価の上昇や金融市場の大きな変動等の影響に十分留意する必要があります。

以上のような経済状況の中で編成された国の令和7年度予算案ですが、予算規模を示す一般会計総額は、前年度に比べて2.6%増の115兆5,415億円で、社会保障関係費も38兆2,778億円、前年度より5,585億円上回り、税収は前年度より8兆8,320億円の増収になると見込まれ、公債依存度は24.8%と前年度より6.7%減少しております。

また、令和7年度の地方財政対策におきまして、社会保障関係費の増加が見込まれる中で、こども・子育て政策の強化、新しい地方経済・生活環境創生事業の推進、防災体制・施策の強化に取り組めるよう、地方税、地方交付税等の一般財源総額については、前年度を上回る額が確保されたところであります。

しかしながら、地方財政は国・県の施策によっても影響を受けることから、その動向についても引き続き注視していかなければなりません。

3、町のこれまでの取組。

続きまして、これまでの取組について申し上げます。

私は、町長就任以来、加速度的に進行する人口減少や少子高齢化社会の中で、町が自治体間競争を勝ち残っていくためには、「この10年間で正念場」と捉え、困難な課題にも躊躇することなく、何事にもスピード感を持って果敢に挑戦してまいりました。

一方で、まちづくりに当たっては、町民の皆様や各種団体、企業、そして町が一体となった「協創のまちづくり」を基本姿勢として取り組み、多くのイベントや事業を町民の皆様とともに成し遂げてきたと考えています。

これまでの取組としまして、就任以来、特に力を入れて取り組んできた一つには、自主財源確保の大きな手段であるとともに、町の特産品を全国へPRすることができ、また、地元産業の活性化にも繋がることのできる「ふるさと納税の推進」があります。

当初、就任時には1.4億円であったものが、昨年度末には2.4億円に、そして、今年度は当初4億円を目標に取り組んでいましたが、年度末までには、昨年度の3倍増となる7億3,000万円を最終目標に掲げて取り組んでおり、これまでのチャレンジがこのような大きな成果に結びついているものと考えております。

また、町の魅力を首都圏などに広く発信し、多くの人々に五霞町を知ってもらうことが、今後の町の定住人口の増加につながるものと考え、これまで町の取組や出来事を様々な媒体を活用し、積極的に情報発信してきました。

特に、昨年の「シン・いばらきメシ総選挙2024」において、一般料理部門でグランプリを獲得した「シン・茨城あげそば」については、これまで多くの新聞やテレビに取り上げられたほか、都内でのイベントへの出店、インフルエンサー向けのPR活動により、町の新たな特産品としてのPRに加えて、五霞町そのものを広く首都圏に発信することができ、最大のプロモーション効果を得ることができました。

一方、人口減少により収益の悪化や施設の老朽化など、大きな課題を抱える水道事業につきましては、早期の埼玉県水からの全量受水が町にとって最適との判断のもと、昨年9月には、私自身が、大野埼玉県知事に直接要望を行うなど、町としての大きな決断をし、その方向性を示させていただきました。

次に、重点分野における主な成果について申し上げます。

まず1点目が、子育て支援の充実についてであります。

共働き世代の子育てを強力に支援するために、町長就任に先駆けて実施しました保育料の無償化に加えまして、これまで課題となっていた小学校高学年の放課後の居場所づくりとして、閉館後の西児童館を利用した「放課後五霞町ごかつ子クラブ」を行ってきました。

また、出産や子育てに関する相談から子供の成長に合わせた養育方法などの情報提供を切れ目なく行っていくために、母子保健機能と児童福祉機能を兼ね備えた「五霞町こども家庭センター」を昨年4月に庁内に設置し、養育や心身の発達などに関する数多くの相談を受けるなど、保護者に寄り添ったきめ細やかな対応を行ってきました。

さらに、町の持続的な発展に欠かせない定住人口の増加のためには、新たに移り住む方のための住宅地の整備が喫緊の課題となっています。このため、市街化調整区域でも住宅建設が可能となる区域指定制度の導入に加えまして、町外からの子育て世帯等の移住・定住を図ることを目的に、現在、町内2か所に合計30戸の子育て支援住宅を来年3月の入居開始に向けて整備を進めております。これらを活用して、恵まれた交通体系や自然豊かな環境、充実した子育て支援策など、町の魅力を発信し、町外からの移住・定住者の確保を図っていきます。

2点目が健康長寿と福祉の充実についてであります。

高齢者が住み慣れた地域で、社会とのつながりを保ち、健康で生きがいのある毎日を生き生きと過ごせるように、現在、町内7か所におきまして、地域包括支援センターがボランティアと連携して、みんなの居場所づくりを推進しております。あわせまして、シルバーリハビリ体操や調理実習、認知症セミナーなどの介護予防教室を積極的に開催するなど、高齢者のクオリティ・オブ・ライフ、生活の質の向上や介護予防・健康維持増進に資する取組を行っています。

また、運転免許証を返納した高齢者の移動手段を確保するため、昨年1月からは、スマートフォンアプリや電話による事前予約により、予約した時間に目的地への送迎が可能となるAIオンデマンド交通の実証運行に取り組みました。

3点目が、新たな産業の振興についてであります。

新たな町の産業拠点の形成に向け、五霞インターチェンジ周辺約69ヘクタールにおきまして、第2期の産業用地の整備に着手し、発起人会や地権者説明会、立地企業意向調査などを実施しました。今後も将来の活力ある町の創造のために、着実に事業を進めてまいります。

また、観光振興につきましては、「シン・いばらきメシ総選挙2024」グランプリを受賞しました「シン・茨城あげそば」をはじめ、産官学の連携によるクラフトジン「HANABI Gin」など新たな町の名産品の開発に取り組み、大きな成果を上げることができました。また、旧五霞東小学校を活用した「夏休み親子キャンプ」や「ごかマルシェ利根川花火大会（五霞町会場）」、クリスマスイベント「ごかラーメンフェス2024」などの開催により、町外から多くの方が訪れ、交流人口の増加となり、町の魅力や認知度の向上を図りました。

4点目が教育の充実についてであります。

昨年4月に、五霞東小学校と五霞西小学校を統合した五霞小学校が開校し、隣接型小中一貫教育を開始いたしました。義務教育9年間を見通した小中共通の教育目標を「生きる力に満ちた心豊かでたくましい児童生徒の育成」とし、教科の系統性、連続性を踏まえた教育課程を編成し、義務教育9年間切れ目のない教育体制の構築を目指しています。具体的には、専門性の高い教科では、小中学校の教員が相互に乗り入れて指導を行う「教科担任制」を実施するとともに、異学年交流や小中学校合同行事を行うなど、質の高い教育を提供しています。

また、学習活動の面では、語彙力・読解力の強化を図るために専用の学習時間を確保するほか、日本語検定の受検にも取り組んでいます。また、英語力強化の面では、小中学校にALTを配置するとともに、実用英語技能検定の補助やイングリッシュ・キャンプなどを開催いたしました。

さらに、ICTを活用した授業により、理解度や発達の段階に合わせた効果的な学びを推進するなど、学習活動の充実に取り組んでいます。

5点目が、安心・安全、災害に強いまちづくりについてであります。

昨今の激甚化、頻発化する自然災害の発生に備えて、災害対策本部の初動時の迅速な情報収集、応急対策を行うための指揮系統の確認や関係機関との円滑な調整等が図れるよう地震災害と風水害を想定した防災訓練を実施し、災害時の初期対応を中心とした応急対策の習熟を図りました。訓練では、ドローンやマイナンバーカードなどのICT技術を先駆的に取り入れ、情報収集や避難誘導の効率化を図るとともに、訓練に参加していただいた町民の皆様に、災害時のICT活用による利便性を体感していただきました。また、建築後60年を経過する役場庁舎の建て替えについては、公民館との合築による整備に向けた設計準備に取り組んでいます。

以上、5つの重点分野の主な事業の成果について述べさせていただきました。

4、予算案の全体像。

続きまして、本町の当初予算案について申し上げます。

今回提案します令和7年度の当初予算案につきましては、加速度的に進む人口減少や少子高齢化など様々な待ったなしの課題に果敢に挑戦し、町の総合計画に掲げる「快適で居心地の良いまち」の実現に取り組むための予算であります。

町長就任以来、私がこれまで重点的に、そして、着実に取り組んできた5つの重点施策のより一層の推進を図るとともに、本年4月からスタートする第Ⅱ期基本計画の達成のために、新たな試みにも躊躇せず、先手先手で取り組んでまいります。

こうして編成しました新年度予算は、一般会計が62億6,000万円であり、令和6年度当初予算と比較して25.6%、12億7,500万円の増額となっております。

歳入につきましては、固定資産税の増収などにより、町税収入を8,500万円増の23億7,800万円と見込むとともに、普通交付税を4,300万円減の4億6,400万円、ふるさと納税を4億5,000万円増の7億円と見込んでいます。

一方、歳出につきましては、義務的経費が6,300万円増の20億8,300万円、投資的経費が2億4,500万円増の2億9,600万円、その他の経費が9億6,600万円増の38億7,900万円と見込んでいます。

また、令和7年度特別会計におきましては、3つの特別会計を合わせて20億1,700万円となっており、一般会計と特別会計を合わせた予算の総額は82億7,700万円と、令和6年度当初予算と比較して17.1%、12億1,000万円の増額となっております。

水道事業会計、公共下水道事業会計及び農業集落排水事業会計の企業会計全体の予算規模は、収益勘定、資本勘定の合計で17億3,500万円となっております。

5、主な施策。

続きまして、令和7年度の主な施策について申し上げます。

まず、1点目が、子育て支援の充実についてであります。

若い世代が夢や希望を持って結婚し、安心して子供を産み育てることができるまちの実現を目指すために、切れ目のない子供・子育て支援の取組を進めてまいります。

このため、健康福祉課内にあったこども未来グループを独立させ、新たに「こども未来課」とし、子育て支援係とこども家庭係の2つの係を配置して、子育て世帯や妊産婦からの相談をはじめとして、子供・子育て支援の充実を図るために庁内体制を強化します。

次に、保護者が安心して子育てができる環境整備の取組として、4月から、これまで4年生までを対象にしていた放課後児童クラブを全学年に拡大し、五霞小学校の2クラスを利用する公設民営方式で、放課後児童クラブ「ごかつ子クラブ」での児童の受入れを開始します。

また、新たに町内の認定こども園で実施する病児保育への支援を行うとともに、保護者のけがや病気などにより一時的に養育が困難となった場合に、子供を児童保護施設等に預けることができる子育て短期支援制度を導入し、一層の子育て支援の充実を図ります。

さらに、保育士の確保のため、新たに町内の認定こども園に就労を希望する保育士を対象に就園奨励金や定住奨励金制度を創設し、保育の質の充実を図ってまいります。

加えて、子育て世帯の経済的負担を軽減するために、4月から小中学校の学校給食費を無償化するとともに、医療福祉制度であるマル福につきましては、小学生以上の小児及び妊産婦に受給対象者を拡大して、不安なく子育てできるよう支援を行います。

あわせて、移住・定住の促進として、町内で新婚生活をスタートする新婚夫婦の経済的支援を行うために、新居の取得費用や賃貸費用、引っ越し費用、住宅リフォーム費用などの一部を補助する「結婚新生活支援事業」を新設して、子育て支援住宅の整備とあわせて、強力に若い世代の移住・定住の推進を図ってまいります。

2点目が、健康長寿と福祉の充実についてであります。

直面する高齢化社会において、高齢者一人一人が、住み慣れた地域において社会とのつながりを保ちながら、毎日、生きがいのある健康で自立した生活を送れることを目標に、各種事業を展開していきます。

特に、介護予防やフレイル予防を強化して、広く町民の皆様への定着を図っていくことが、今後の健康長寿の延伸に効率かつ効果的にあると考えています。このため、「みんなの居場所づくり」の推進に加えまして、地域包括支援センターの体制をより一層強化し、介護予防プランの速やかな作成や運動機能向上、栄養改善などに有効な運動プログラムを短期集中で受けられる通所型サービスの普及を図っていきます。

また、認知症対策につきましては、認知症予防に係る人材育成とあわせまして、認知症サポーターを中心とした支援者につなぐ仕組み「チームオレンジ」を設置して、認知症の方やその家族を支援してまいります。

さらに、年齢を重ねるごとに発症者が増加する傾向にある带状疱疹については、令和7年4月より定期接種化されることから、新たにワクチン接種費用の一部を助成し、発症や重症化の予防を図り、町民の皆様の健康維持に努めてまいります。

3点目が、新たな産業の振興についてであります。

第2期五霞インターチェンジ周辺整備事業におきましては、企業サウンディング調査や国・県・関係機関との協議などを行い、新たな産業拠点の形成に向け、計画的に事業を進めてまいります。

まず、地域の稼ぐ力を向上させ、地域の経済や産業などを活性化するために、地域商社「一般社団法人ごかみらいLab」を設立します。町の農産物や加工製品などの特産品をはじめ、自然、歴史、イベントなどの地域資源と観光資源を相互に結びつけ、新たな価値の創出や付加価値の向上を促進し、町の魅力向上や地域の活性化を図っていきます。

また、シン・いばらきメシ総選挙2024において、一般料理部門でグランプリを受賞した「シン・茨城あげそば」や産官学の連携により開発したクラフトジンの「HANABI Gin」など新たな名産品について、引き続き首都圏及び県内でのPRに努めてまいります。さらには、ごかマルシェ利根川花火大会（五霞町会場）や五霞ふれあい祭りなどに加え、新たなイベントの開催を通じて町の魅力を発信してまいります。

4点目は、教育の充実についてであります。

将来の五霞町を担う子供たちを育成するために、小中一貫教育により質の高い教育を推進していきます。

生徒一人一人の理解度や発達の段階に合わせた学習に活用しているタブレットノートパソコンが5年目を迎えるため、全児童生徒及び教職員の端末を更新いたします。あわせて、端末にAIドリルを導入し、時間・場所を選ばず学習ができる環境をつくり、学力向上に努めます。

また、ALTの配置をはじめ、実用英語技能検定、イングリッシュ・キャンプなどを継続的に実施し、英語力向上を図ってまいります。

中学校で実施している休日部活動を令和7年度末までに地域クラブへ完全移行いたします。地域と連携し、指導者を確保するとともに、生徒の豊かな活動を実現し、生涯にわたって活動に親しむ環境づくりに努めます。

学校施設の維持・管理では、生徒の快適かつ安全な生活環境を維持するとともに、災害時に避難所となる重要な役割を担う中学校の体育館及び柔剣道場に空調設備を設置いたします。

5点目に、安心・安全、災害に強いまちづくりについてであります。

激甚化・頻発化する自然災害に対する地域防災力の向上を図るため、また、令和6年度に実施した防災訓練の成果や課題を踏まえて、令和7年度には、初動情報収集や避難所運営などの個別の機能別訓練を重ね、職員の対応力、判断力の向上を図っていきます。あわせまして、引き続き町民参加型の避難訓練を実施するなど、誰一人取り残さない防災への取組を進めてまいります。

また、避難に当たって、1人当たりの避難所面積が、国際的な避難所基準であるスフィア基準3.5平方メートルを超えて確保できるよう、防災訓練などを通じて検証を行っていきます。あわせまして、災害時に指定避難所となっている海洋センターにつきまして、避難者の居住スペースであるアリーナ部門に空調設備を導入し、避難生活の質の向上を図っていきます。

さらに、その災害時の司令拠点となる役場庁舎の建て替えについては、庁舎等複合化の整備に当たり、プロポーザルにより設計業者を選定し、基本設計・実施設計を進めてまいります。現在のデジタル化に対応した庁舎機能の検討も含め、DX関連では、国・県と連携を図りながら、住民の方の利便性向上に努めてまいります。

次に、組織の再編についてであります。

人口減少・少子高齢化対策など、待ったなしの課題に柔軟かつ迅速に対応するため、庁内の組織体制を見直し、先ほども述べさせていただきましたが、新たに少子化対策・子育て支援を強化するため「こども未来課」を設置するとともに、重点的に推進する事業を所掌する「特定プロジェクト推進課」を設置いたします。

6、結びに。

以上、令和7年度の町政運営に対する所信の一端と新年度に取り組む重点分野の主要施策につきまして述べさせていただきました。

日本はもとより、我が五霞町においても人口減少・少子高齢化といった解決困難な課題を抱えながらも、日々変化する社会情勢や地域経済に柔軟に適応して、知恵を出し合い、地域間競争に打ち勝って、町として未来に向かって歩みを続けていかなければなりません。

私は、前にも述べましたとおり、町長就任当初の施政方針で、「これからの10年間で五霞町にとって大きな正念場です。」と申し上げました。町長として1年10か月が経過しましたが、私が常に申し上げております「まちの魅力発信と交流人口を増やしていくことで、五霞の未来を拓いていきたい」という思いに寸分の変わりもありません。

行政として対応すべきことは以前よりも増しており、また、依然として厳しい財政運営ではありますが、これまで先人たちが努力に努力を重ね紡いできた五霞町の魅力や資源を継承し、それを創造し磨き上げること。そして、新たに町の強みを築き上げること。それが、町の持続可能な成長につながるものと確信しております。

そのためには、私が先頭に立って、町民の皆様、各種団体、企業及び行政が一体となった協創のまちづくりを行っていくことが必要であり、町長として全身全霊、粉骨砕身の覚悟で職務に全力で取り組んでまいります。

町民の皆様の声にしっかり耳を傾け、謙虚な気持ちで行政を一步ずつ前進させてまいる所存ですので、引き続き、議員の皆様をはじめ、町民の皆様には、なお一層の御理解、御協力を賜り、格別の御指導と御鞭撻のほどを心よりお願い申し上げまして、令和7年度に向けての施政方針とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（樋下周一郎君）これより議事に入ります。

初めに、日程第5、承認第1号 専決処分の承認について（令和6年度一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、提案理由説明をお願いします。

町長。

○町長（知久清志君）承認第1号 令和6年度五霞町一般会計補正予算（第6号）について。

エネルギー・食料品価格等物価高騰の影響を受けた生産者や事業者に対する支援に要する経費及びふるさと応援寄附金にかかる経費について専決処分をしたので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものです。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,309万4,000円を追加し、総額をそれぞれ58億2,035万4,000円としたものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

はい、総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君）承認第1号について御説明いたします。

議案書の3ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,309万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億2,035万4,000円と定め、補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、繰越明許費は、第2表繰越明許費によるものでございます。

なお、このたびの補正予算につきましては、重点支援地方交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援及びふるさと応援寄附金にかかる経費について専決処分を行ったものでございます。

議案書の9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

12款分担金及び負担金、2項3目教教育費負担金352万9,000円の減額でございます。重点支援地方交付金を活用して学校給食費の保護者負担を軽減するものでございます。

次に、14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金4,492万6,000円の追加でございます。重点支援地方交付金を追加するものでございます。

次に、17款寄附金、1項1目一般寄附金1億3,100万円の追加でございます。ふるさと応援寄附金の増収を見込みまして1億3,000万円、さらに、能登半島地震の被災地に対する代理受付分として100万円を増額するものでございます。

次に、18款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金69万7,000円を増額につきましては、歳入調整により増額するものでございます。

続きまして、議案書10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

2款総務費、1項3目財政管理費、ふるさと応援寄附金事業につきましては、寄附金の増額に伴う経費として、9役務費及び委託料の増額、さらに、石川県輪島市、珠洲市及び能登町に対する災害見舞金を合わせて7,405万3,000円を増額するものでございます。

次に、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業につきましては、重点支援地方交付金事業に係る事務費として職員の時間外勤務手当、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、また、給付費として扶助費、これらを合わせて2,458万9,000円を追加するものでございます。なお、この事業のうち、事務費の一部及び給付費、合わせて2,392万5,000円につきましては、次年度に繰り越しを行うものでございます。

次に、5目老人福祉費、社会福祉施設等エネルギー・食料品価格物価高騰対策支援事業につきましては、物価高騰の影響を受けている町内29か所の社会福祉施設等に対する支援金として負担金補助及び交付金350万円を追加するものでございます。

議案書11ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項6目上水道費、水道事業会計補助事業でございます。水道事業会計の補助金として、負担金補助及び交付金1,377万円を増額するものでございます。

次に、10款教育費6項3目学校給食費、学校給食運営事業につきましては、五霞町在住で町外の小・中学校に通う児童・生徒の給食費を助成するため、負担金補助及び交付金21万7,000円を増額するものでございます。

次に、12款諸支出金、1項1目基金費、基金管理事業でございます。ふるさと応援寄附金の増収に伴い、必要経費を差し引いた金額を基金に積み立てるため、積立金5,696万5,000円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第1号を採決いたします。

承認第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第1号 専決処分の承認について（令和6年度一般会計補正予算（第6号））は、原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第6、承認第2号 専決処分の承認について（令和6年度五霞町水道事業会計補正予算（第3号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）承認第2号 令和6年度五霞町水道事業会計補正予算（第3号）について専決処分をしたので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものです。

内容につきましては、国からの重点支援地方交付金を活用し、物価高騰等の影響を受けている一般家庭や事業者への支援として、水道基本料金の減免を行うため予算の補正を行うものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、上下水道課長の補足説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（園田和則君）それでは、承認第2号について御説明いたします。

議案書15ページをお願いいたします。

第2条の収益的収入及び支出の総額にそれぞれ27万円を追加し、収入支出の予定額を4億8,384万7,000円に補正するものです。

続いて、第3条、他会計からの補助金。予算第9条中6,938万円を8,315万円に改めるものです。

17ページをお願いいたします。

補正予算説明書により、詳細を御説明いたします。

収益的収入及び支出。

収入ですが、1款事業収益、1項営業収益、1目給水収益1,350万円の減額ですが、水道基本料金2か月分、2月、3月検針分を減額するものです。

次に、2項営業外収益、1目1節他会計補助金1,377万円を追加するものです。財源振替としまして、給水収益の減額に対する補填分、それと、事業にかかる経費として重点支援地方交付金を充てさせていただくものです。

次に、支出ですが、1款事業費用、1項営業費用、3目総係費、13節委託料27万円を追加するものです。内容につきましては、減免事業を実施するための水道料金システムの改修委託料22万円、使用者への周知を行うチラシ配布委託料5万円でございます。

説明については以上です。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第2号を採決いたします。

承認第2号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第2号 専決処分の承認について（令和6年度五霞町水道事業会計補正予算（第3号））は、原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第7、議案第1号 五霞町教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

なお、本案件に関する参考資料の配付依頼がありましたので、御手元に配付しております。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第1号について御提案申し上げます。

議案書18ページをお開きください。

五霞町教育委員会委員の任命同意についてですが、現在、教育委員であります石塚和実氏が令和7年3月31日で任期満了となるため、後任の委員として園田和美氏を新たに任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。任期は、令和11年3月31日までの4年の任期となります。

なお、同氏の経歴書を御手元に配付しておきましたので、よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり任命同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第1号 五霞町教育委員会委員の任命同意については、原案のとおり任命同意されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第8、議案第2号 五霞町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第2号について御提案申し上げます。

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第4条第1項に基づくものとして、人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）において、勤務間のインターバルの確保に係る努力義務が規定され、令和6年4月1日より施行されました。

地方公共団体においても、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 4 項の規定により、国家公務員との権衡を図る必要があることから、勤務終了後から次の勤務開始までの間のインターバルを確保するよう努力義務規定を設けるものです。

本定例会には、常任委員会が予定されています。詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 2 号は、会議規則第 37 条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 3 号・議案第 4 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）お諮りいたします。

日程第 9、議案第 3 号 五霞町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び日程第 10、議案第 4 号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号及び議案第 4 号を一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 3 号及び第 4 号について、一括して御提案申し上げます。

令和 6 年の人事院勧告に基づく国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、当町の一般職及び特別職においても、国家公務員の一般職及び特別職と同様の措置を実施するため条例の一部を改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されています。詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 3 号及び議案第 4 号は、会議規則第 37 条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号及び議案第 4 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 5 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第 11、議案第 5 号 五霞町会計年度任用職員の給与、費用弁償、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 5 号について御提案申し上げます。

議案書 159 ページをお開きください。

令和 6 年度の茨城県最低賃金が時給 1,005 円に改正され、令和 6 年 10 月 1 日から効力を発しました。

このことを受け、当町では、最低賃金以下の時給となっている会計年度任用職員の報酬の額を令和 6 年人事院勧告で示された給与表を算出基礎として、令和 6 年 10 月 1 日に遡り、最低賃金を超える時給に上げます。

また、令和 6 年人事院勧告で示された令和 7 年 4 月 1 日から適用される給料表を算出基礎とする形で、令和 7 年度からの会計年度任用職員の報酬を見直すとともに、当町の地域手当を支給できる地域に指定されましたので、会計年度任用職員に地域手当相当分の報酬を支給するために所定の改正を行うものです。

本定例会には、常任委員会が予定されています。詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 5 号は、会議規則第 37 条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 6 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第 12、議案第 6 号 五霞町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 6 号について御提案申し上げます。

議案書 171 ページをお開き願います。

現在、町では、公民館機能を有する庁舎複合化の建設に向けて事務を行っています。審議会委員を本条例に位置づけるため、条例の一部を改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されています。詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第6号は、会議規則第37条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第13、議案第7号 五霞町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第7号について御提案申し上げます。

議案書174ページをお開きください。

本条例に規定する公の施設に係る指定管理者の候補者の選定について、その特例として、公募によらずに選定できる要件として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき選定した事業者を規定する条項を追加するため、本条例の一部を改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されております。詳細につきましては、常任委員会について御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第7号は、会議規則第37条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第14、議案第8号 五霞町公告式条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第8号について御提案申し上げます。

議案書177ページをお開きください。

五霞町公告式条例の規定により、条例の公布については、役場門前と原宿台4丁目との2か所の掲示場に掲示して行うこととされています。

現在、原宿台地区において地域優良賃貸住宅整備事業の実施に伴い、原宿台コミュニティセンター敷地内に設置している原宿台4丁目掲示場は、工事の管理上、使用することができない状況にあります。

これを契機に、町内掲示場の設置箇所を見直し、現在の2か所から、役場敷地内掲示場の1か所への集約化を図るため、条例の一部を改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されています。詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第8号は、会議規則第37条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第15、議案第9号 五霞町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第9号について御提案申し上げます。

議案書181ページをお開き願います。

五霞町消防団について、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、本条例の一部を改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されています。詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第9号は、会議規則第37条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第16、議案第10号 五霞町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第10号について御提案申し上げます。

議案書186ページをお開き願います。

宅地造成及び特定盛土等規制法の運用開始に伴い茨城県条例が改正されることから、県条例との整合性を図るため、町条例を改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されています。詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第10号は、会議規則第37条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第17、議案第11号 道の駅ごかの指定管理者の指定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第11号について御提案申し上げます。

議案書192ページをお開き願います。

道の駅ごかの指定管理については、令和元年度から株式会社五霞まちづくり交流センターを指定管理者に指定し、管理運営を行ってきましたが、令和7年3月末をもって5年間の指定管理期間が満了となります。

指定管理期間の満了に伴いまして、道の駅ごかの指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき提案させていただくものです。

本定例会には、常任委員会が予定されています。詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第11号は、会議規則第37条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 12 号～議案第 18 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）お諮りいたします。

日程第 18、議案第 12 号 令和 6 年度五霞町一般会計補正予算（第 7 号）から日程第 24、議案第 18 号 令和 6 年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算（第 3 号）までは、各会計の補正予算に関連しておりますので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号から議案第 18 号までを一括して議題といたします。

町長からそれぞれの提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 12 号から議案第 18 号までについて、一括して御提案申し上げます。

議案書 193 ページをお開きください。

初めに、議案第 12 号 令和 6 年度五霞町一般会計補正予算（第 7 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 3,256 万 1,000 円を追加し、総額をそれぞれ 59 億 5,291 万 5,000 円とするものです。

次に、議案第 13 号 令和 6 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 2,587 万 5,000 円を減額し、総額をそれぞれ 9 億 9,970 万 7,000 円とするものです。

次に、議案第 14 号 令和 6 年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 182 万円を減額し、総額をそれぞれ 2 億 6,213 万 4,000 円とするものです。

次に、議案第 15 号 令和 6 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,873 万 1,000 円を減額し、総額をそれぞれ 8 億 3,542 万 9,000 円とするものです。

次に、議案第 16 号 令和 6 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 4 号）ですが、収益的収入及び支出において収入支出ともに 103 万 5,000 円を追加するものです。また、資本的収入及び支出において、収入から 2,440 万円、支出から 2,845 万円をそれぞれ減額するものです。

次に、議案第 17 号 令和 6 年度五霞町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）ですが、収益的収入及び支出において、収入支出ともに 62 万円を減額するものです。また、資本的収入及び支出において、収入に 12 万円を追加するものです。

次に、議案第 18 号 令和 6 年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算（第 3 号）ですが、収益的収入及び支出において、収入支出ともに 80 万 8,000 円を減額するものです。

これら各会計の補正予算については、本定例会には常任委員会が予定されております。詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 12 号から議案第 18 号までは、会議規則第 37 条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号から議案第 18 号までは、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 19 号～議案第 25 号の一括上程、説明

○議長（樋下周一郎君）お諮りいたします。

日程第 25、議案第 19 号 令和 7 年度五霞町一般会計予算から日程第 31、議案第 25 号 令和 7 年度五霞町農業集落排水事業会計予算までは、各会計の当初予算で関連しておりますので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号から議案第 25 号までを一括して議題といたします。

町長からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 19 号から議案第 25 号までは、それぞれ令和 7 年度の当初予算ですので、一括して御提案申し上げます。

議案書 287 ページをお開き願います。

議案第 19 号が令和 7 年度五霞町一般会計予算、議案第 20 号が令和 7 年度五霞町国民健康保険特別会計予算、議案第 21 号が令和 7 年度五霞町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 22 号が令和 7 年度五霞町介護保険事業特別会計予算、議案第 23 号が令和 7 年度五霞町水道事業会計予算、議案第 24 号が令和 7 年度五霞町公共下水道事業会計予算、議案第 25 号が令和 7 年度五霞町農業集落排水事業会計予算です。

一般会計予算は 62 億 6,000 万円、特別会計 3 会計の予算合計は 20 億 1,700 万円で、一般会計と特別会計の総額は 82 億 7,700 万円です。

次に、水道事業会計ですが、収益的収入及び支出においては、収入支出ともに 4 億 6,849 万 3,000 円、資本的収入及び支出においては、収入は 1 億 2,734 万 7,000 円、支出は 2 億 6,908 万 5,000 円です。

次に、公共下水道事業会計ですが、収益的収入及び支出においては、収入支出ともに、4 億 802 万 2,000 円、資本的収入及び支出においては、収入は 1 億 8,841 万 3,000 円、支出は 2 億 9,185 万 5,000 円です。

次に、農業集落排水事業会計ですが、収益的収入及び支出において、収入支出ともに 1 億 9,862 万 1,000 円、資本的収入及び支出においては、収入は 4,600 万 7,000 円、支出は 7,970 万円です。

これら各会計予算については、本定例会には予算特別委員会が予定されています。詳細につきましては、予算特別委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、各担当課長から各会計予算の補足説明を願うところでありますが、予算特別委員会への付託を予定しておりますので、補足説明を省略したいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認め、補足説明は省略いたします。

以上で、各会計予算についての説明が終わりました。

◎発議第 1 号の上程、説明、採決

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第 32、発議第 1 号 五霞町議会予算特別委員会の設置を議題といたします。

本案の提出者であります宇野進一君から提案理由の説明を求めます。

宇野進一君。

〔8 番 宇野進一君 登壇〕

○8 番（宇野進一君）8 番議員の宇野です。

発議第 1 号 五霞町議会予算特別委員会の設置に関する提案理由を申し上げます。

町長の令和 7 年度施政方針によりますと、新年度予算案は、一般会計が前年度当初比 25.6% 増の 62 億 6,000 万円で、特別会計・企業会計を合わせますと、本町では初めて 100 億円を超える予算規模となっております。

令和 7 年度は、町の第 6 次総合計画第Ⅱ期基本計画のスタートの年であります。総合計画に掲げる町の目指すべき将来像「快適で居心地のよいまち」の実現に向けた取組を着実なものとするため、堅実でかつ、合理的な予算編成でなければなりません。

これら令和 7 年度予算の審査に当たり、我々議会は「財源の調達見積りが適正であるか」、「予算の執行は町民全体の立場に立った公平なものであるか」などに注視しながら慎重に審査すべきものと考え、予算特別委員会の設置を別紙のとおり提案するものであります。

どうか議員各位には、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして終わります。

○議長（樋下周一郎君）お諮りいたします。

本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、本案は直ちに採決することに決しました。

発議第 1 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、発議第 1 号 五霞町議会予算特別委員会の設置は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 19 号～議案第 25 号の委員会付託

○議長（樋下周一郎君）お諮りいたします。

議案第 19 号 令和 7 年度五霞町一般会計予算から議案第 25 号 令和 7 年度五霞町農業集落排水事業会計予算までの令和 7 年度各会計予算については、9 人の委員で構成する予算特別委員会へ付託し審査することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号から議案第 25 号までは、付託一覧表のとおり予算特別委員会へ付託することに決しました。

◎休会の件

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第 33、休会の件を議題とします。

委員会審査及び議案調査の都合により、3 月 5 日から 3 月 12 日及び 3 月 15 日から 3 月 16 日は、本会議を休会したいと思います。

この件に関し、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、3 月 5 日から 3 月 12 日及び 3 月 15 日から 3 月 16 日は本会議を休会いたします。

◎散会の宣告

○議長（樋下周一郎君）以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。
これにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

散会 午前 11 時 27 分

